

中里温泉改築基本計画策定業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、中里温泉改築基本計画策定業務^{なかさと}の内容及び当該業務に係る公募型プロポーザルの参加要件、手続き、審査等について以下のとおり定める。

2 プロポーザル方式等の名称
公募型プロポーザル方式

3 業務の概要

(1) 業務の名称

中里温泉改築基本計画策定業務委託

(2) 業務の目的

中里温泉は、昭和50年のオープンから45年以上が経過し、建物及び各設備の経年劣化が進んでいる。また、地域の人口及び当該施設利用者数は年々減少傾向にあり、コンパクト化・低コスト化を基本とした適正な規模の施設に改築する必要が生じている。一方で、同温泉は地域住民にとっての憩いの場であり、改築を進めるにあたっては広く利用者・地域住民等の意見を聴きながら調査・検討を進める必要がある。以上をふまえ、利用者のニーズを十分に捉えながら、持続的な施設運営を可能とするための基本計画を策定することを目的とする。

(3) 業務の内容

受注者は、業務の目的を理解し、基本計画策定に係る全ての業務を行うものとする。なお、発注者が想定する仕様は、別添「中里温泉改築基本計画策定業務委託仕様書(案)」(以下「仕様書」)のとおりとし、詳細仕様は企画提案書の内容に基づき、発注者・受注者協議の上決定するものとする。

(4) 履行期間

契約締結の翌日から令和3年7月15日(木)までとする。

(5) 業務の規模

委託費用は、5,000千円(消費税および地方消費税を含む)を上限額とする。

なお、この金額を超える金額で提案した場合は失格とする。

4 業務対象施設及び所在地

(1) 施設名：中里温泉

(2) 所在地：大仙市太田町中里字新屋敷114

5 担当部局

〒014-8601 秋田県大仙市大曲花園町1番1号

大仙市経済産業部観光課 担当：川越、伊岡森

電話：0187-63-1111（代表）

FAX：0187-63-1119

E-mail：kankou@city.daisen.lg.jp

6 参加者に要求される資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 参加時点において、大仙市入札契約資格等審査実施要綱に規定する入札参加有資格者名簿に登載されていること。
- (3) 秋田県建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿（令和2年12月1日現在）のうち、土木関係建設コンサルタント業務の「都市計画及び地方計画部門」に登録されていること。
- (4) 本プロポーザルに係る参加申し込み期限の日までに、国・秋田県及び本市の指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 管理技術者として、次に定める資格のいずれかを有している者を配置すること。
 - ①技術士（総合技術監理部門：都市及び地方計画）
 - ②技術士（建設部門：都市及び地方計画）
- (7) 照査技術者として、次に定める資格のいずれかを有している者を配置すること。なお、管理技術者は照査技術者を兼ねることはできない。
 - ①技術士（総合技術監理部門：都市及び地方計画）
 - ②技術士（建設部門：都市及び地方計画）
 - ③RCM（都市計画及び地方計画）
- (8) 担当技術者として、次に定める資格のいずれかを有している者を配置すること。なお、管理技術者は担当技術者を兼ねることができる。
 - ①技術士（総合技術監理部門：都市及び地方計画）
 - ②技術士（建設部門：都市及び地方計画）
 - ③RCM（都市計画及び地方計画）

7 参加表明書等の提出等

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる書類を1部提出すること。

- ①参加表明書 (様式1)
- ②会社概要 (様式2)
- ③業務実績表 (様式3)
- ④業務実施体制 (様式4)

(2) 参加表明に関する質問及び回答方法

①質問の方法

参加表明に関する質問書(様式7-1)を使用し、「5 担当部局」に電子メールにより提出すること。なお、送信後は必ず電話により受信確認をすること。

②質問の受付期限

令和3年1月22日(金)午後5時

③回答の方法

令和3年1月26日(火)午後5時までに質問者に電子メールにて回答するとともに、本市ホームページに掲載する。質問者の名称等については公表しない。なお、質問及び回答の内容は、仕様書の追記事項として取り扱う。

(3) 参加表明書等の提出期限、提出場所及び提出方法

①提出期限

令和3年1月29日(金)午後5時

②提出場所

大仙市経済産業部観光課

③提出方法

持参または郵送(提出期限までに到着するものに限る。郵送の場合は、配達記録が残る方法を利用すること)

(4) 募集説明会

本業務に関する募集説明会は、行わない。

(5) 企画提案書等の作成に必要な資料の閲覧

参加表明書の提出のあった者は、企画提案書等の作成に必要な現況施設の建築設計図書等の資料を閲覧できる。閲覧を希望する場合は、書面(様式自由)にて、事前に事務局に連絡し日程調整を行うこと。

8 企画提案書等の提案者の選定（第一次審査）

提出された参加表明書等により、別添「第一次審査の評価項目と評価配点・基準」により評価を行い、概ね3者程度を選定するものとする。ただし、参加者が選定予定者数を大幅に上回らない場合は、全員を選定する場合がある。

9 企画提案書等の提出依頼

第一次審査後、審査結果及び企画提案書等の提出依頼について、令和3年2月4日（木）に通知する。

10 辞退

参加表明後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、「辞退届（様式8）」を提出すること。なお、この場合でもその他の事業において不利益を被ることはないものとする。

11 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出依頼を受けた者は、次のとおり書類を提出すること。企画提案書は、別添「中里温泉改築基本計画策定業務委託仕様書（案）」の内容をふまえて作成すること。なお、企画提案書、見積書、見積内訳書について、受理後の差し替え、追加、削除等は一切認めない。

（1）提出書類

①提案書（様式5）

②企画提案書（任意様式）

別添「第二次審査の評価項目と評価配点・基準」により評価を行うため、「評価項目及び評価項目細別」の各項目に従って提案書を作成すること。A4版10枚以内（両面印刷可、「提案書（様式5）」はページ数に含まない）で作成すること。なお、審査に公平を期すため、提案書の記載内容に社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと。

③見積書（様式6）

④見積内訳書（任意様式）

企画提案書と別葉とし、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載すること。

（2）企画提案に関する質問及び回答方法

①質問の方法

企画提案に関する質問書（様式7-2）を使用し、「5 担当部局」に電子メールにより提出すること。なお、送信後は必ず電話により受信確認をすること。

②質問の受付期限

令和3年2月8日（月）午後5時

③回答の方法

令和3年2月10日（水）午後5時までに質問者に電子メールにて回答するとともに、本市ホームページに掲載する。質問者の名称等については公表しない。なお、質問及び回答の内容は、仕様書の追記事項として取り扱う。

- (3) 提出部数 正本1部、副本6部
- (4) 提出場所 参加表明書等の提出場所と同じ
- (5) 提出方法 参加表明書等の提出方法と同じ
- (6) 提出期限 令和3年2月22日（月）午後5時

1.2 プレゼンテーション及びヒアリング

企画提案書を提出した者は、次のとおりプレゼンテーションを行うものとし、これに係るヒアリングを実施する。

- (1) 実施日 令和3年3月2日（火）午後1時30分～
- (2) 開始時刻 後日通知する。
- (3) 実施場所 大仙市役所大曲庁舎 3階 第1委員会室
- (4) 所要時間

備品の設置5分以内、プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内、退室5分以内

- (5) 出席者 3名以内
- (6) 備品

プロジェクター（型番：EPSON LCD PROJECTOR EB-900）、スクリーン（型番：KIKUCHI GUP-80HDW 80インチ）、レーザーポインタは、市の備品を使用可能。PCその他必要な物品は、提案者が持参すること。

- (7) その他

ヒアリングは非公開で実施する（事務局職員は例外とする）。当日に追加資料を配付することは認めない。審査に公平を期すため、社名を明らかにしない方法でプレゼンテーション・質疑応答を行うこと。

1.3 審査方法及び評価項目と評価配点・基準

- (1) 審査方法

審査は中里温泉改築基本計画策定業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」）が行う。選定委員会は、第一次審査及び第二次審査の結果に基づき、受注候補者となる参加者を特定する。なお、参加が1者のみの場合であっても、選定委員会において審査を行う。

- (2) 評価項目と評価配点・基準

①第一次審査

別添「第一次審査の評価項目と評価配点・基準」により評価を行い、結

果は参加表明者すべてに E-mail 及び書面にて通知する。

②第二次審査

企画提案書等のほか、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。第二次審査は、別添「第二次審査の評価項目と評価配点・基準」により評価を行う。

1.4 日程

プロポーザル実施の公告	令和3年1月19日(水)
参加表明についての質問の受付期限	令和3年1月22日(金)
質問への回答	令和3年1月26日(火)
参加表明書等の提出期限	令和3年1月29日(金)
第一次審査の結果通知及び提案書の提出依頼	令和3年2月4日(木)
企画提案に関する質問の受付期限	令和3年2月8日(月)
質問への回答	令和3年2月10日(水)
企画提案書等の提出期限	令和3年2月22日(月)
プレゼンテーション及びヒアリング	令和3年3月2日(火)
受注候補者の特定	令和3年3月3日(水)
契約締結及び業務開始	令和3年3月下旬

1.5 契約について

受注候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、随意契約の手続を行うものとする。その際には、特定された者は改めて見積書を提出するものとする。なお、協議が整わないときは、次位の企画提案書の提案者と協議する場合がある。

- (1) 契約保証金 大仙市財務規則による。
- (2) 契約書作成の要否 契約書を作成する。
- (3) 支払条件 完了検査に合格すること。

1.6 欠格事由

次のいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加することができない。

- (1) 「6 参加者に要求される資格要件」を満たさなくなったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが明らかとなったとき。
- (3) その他公平な審査を妨害する行為があったと認められるとき。

1.7 その他の事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出書類は返却しないとともに、受注候補者の特定作業及び企画提案書

の評価の目的以外に提案者に無断で使用しない。なお、特定作業を行う必要な範囲において複製を作成することがある。

- (3) 業務の一部について、他社に委託する際は、事前に本市の承諾を受けることとする。
- (4) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については、大仙市プロポーザル方式等実施要綱（平成24年4月1日施行）による。